

9.18
座談会

見つめよう、活かそう「条例」！

男女共同参画の 未来へ向けて

**江東区男女共同参画条例策定
5周年を記念して**

「江東区男女共同参画条例」が制定されて5年が経過しました。この条例は、区民が積極的にかかわりながら作り上げたもので、江東区独自の内容となっています。条例策定に向けて努力された方々に、策定までの経緯や条例に込めた思い、今後について語っていただきました。



今回お話をされたのは、条例づくりに尽力された、江東区男女共同参画審議会会長の江上千恵子さん、江東区女性団体連絡会会长の日高みさおさん、条例作成時の男女平等推進懇談会委員の金田恵美子さん3名と、江東区総務部人権推進課新井課長です。



江上千恵子さん
江東区男女共同参画審議会会長

江上 その一年間、メンバーは実際に真剣に調査・討議を重ねました。区の政策づくりに自分たちも参与できたという実績が、現在、地域活動への基となって生きていると感じます。

日高 個性と能力が発揮できる男女差のない社会を目指して

江上 条例の内容を検討しているところは、男女平等の価値觀がいきわたっていない時期でした。

金田 すでに条例を策定した先進都市の条例を取り寄せたり、講師をお呼びして勉強するなどして一年間かけて提言書を作り上げました。

日高 「江東区女性団体連絡会」が中心となり区民の有志が集まつて、条例の策定に向けての提言会議をもちました。

日高 当時は、区民に働きかけて話し合いを行い、区長が高まっていました。そこで、提言書を渡そう、という気運が高まっています。そこで、提言書を渡す、という動きが活発になりました。

区民が願い、学び、つくりあげた提言書

江上 平成11年に国の「男女共同参画社会基本法」が制定されたことで、県や区でも地域に適した条例を作ろうといふ動きが活発になりました。

区民が願い、学び、つくりあげた提言書



金田恵美子さん
四季の会代表

日高 性別で制限されることなく、個人の特性を活かしていくことが大切です。そのためには必要な条例を作らなければなりません。みんなで頑張れたのだと思っています。

江上 そうですね。条例ができたとしても、男女共同参画社会が実現したわけではありません。区民の意識の変化が大切です。

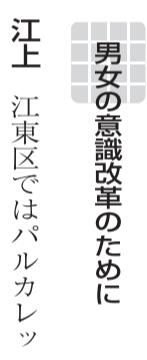
江上 この条例には、他の条例にはない、いろいろな特長がありますよね。

日高 「男女共同参画推進センター」が推進の拠点施設（12条）として位置づけられることは本条例の特長です。

江上 そうですね。センターの名称も「女性センター」から「男女共同参画推進センター」へ変わり、それまでの女性中心の活動の場から男女が共に活動する場へとなりました。それに、相談や苦情を吸い上げるシステムが必要となりました。そこで、苦情相談の申し入れ窓口も設置された（13条）ことも特長です。



条例づくりの思いを再確認して地域の未来を考える座談会となりました。



日高みさおさん
青少年対策東陽地区副委員長

江上 条例に盛り込むべき内容をまとめ、区議会での審議を経りました。その後、懇談会で条例ができ、施行された時は感慨深いものがありました。

金田 相談窓口ができたために、区民が声を出しやすい環境になったと感じています。

江上 この条例は、完成度が高いとても良いものができたと思います。だからこそ、今後はこの特長を生かした行動

〈条例制定までの過程〉

- H11年6月男女共同参画社会基本法制定、●H14年10月「江東区男女共同参画条例の策定について」の提言書提出（江東区女性団体連絡会）、●H15年4月江東区男女平等推進懇談会（条例策定後、男女共同参画審議会）で審議、●H15年12月「男女共同参画条例に盛り込むべき内容について」の提言書提出、●H16年3月江東区男女共同参画条例制定

人権推進課長 本日は、条例策定当時の貴重なお話を伺いました。区としても、区民や企業の皆さんとともに、男女共同参画社会の実現に向かっていけるたらすばらしいことです。

人権推進課長 本日は、条例策定当時の貴重なお話を伺いました。区としても、区民や企業の皆さんとともに、男女共同参画社会の実現に向